

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 4 件

滋賀厚生年金 事案 600

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を、平成14年11月から15年8月までは28万円に、同年9月から16年1月までは34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年11月1日から16年2月2日まで
A社における標準報酬月額が、平成14年11月から9万8,000円に引き下げられているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立人の標準報酬月額については、オンライン記録によると、当初、平成14年11月から15年8月までは28万円、同年9月は34万円と記録されていたところ、同年10月9日付けで、14年11月1日まで遡^{そきゅう}及して9万8,000円に記録訂正され、申立人の資格喪失日まで継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社の同僚36人の標準報酬月額についても、申立人と同様に、平成15年10月9日付けで遡及して記録訂正されていることが確認できる。

さらに、当該記録訂正について、複数の取締役及び同僚からも、申立期間当時の報酬額が、記録訂正された標準報酬月額に対応した額に減額されたことをうかがわせる供述は得られない。

加えて、A社の当時の社会保険関係の事務担当者は、「申立期間当時、厚生年金保険料を滞納していた。社会保険事務所の職員が作成した書類に基づき滞納問題を解決するために従業員の標準報酬月額の改定を届け出た。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、平成15年10月9日付けで行われた遡及訂正処理は事実在即したものと考^{かんが}え難く、社会保険事務所がかかる処理を行う合

理的な理由は無いことから、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、14年11月から15年8月までは28万円、同年9月から16年1月までは34万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年6月26日から同年9月10日までの期間について厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を同年9月10日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、50円とすることが必要である。

また、申立期間のうち、昭和20年9月10日から22年11月14日までの期間の厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を20年9月10日に、喪失日に係る記録を22年11月14日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、同年9月から21年3月までは50円、同年4月から22年3月までは60円、同年4月及び同年5月は120円、同年6月から同年10月までは400円とすることが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年4月1日から同年6月1日まで
② 昭和20年6月26日から22年11月14日まで

昭和20年3月にB県立C学校を卒業し、同年4月1日にA事業所に採用された。同年6月26日に陸軍に召集されたが、同年9月10日の帰休除隊後すぐに復職し、22年11月14日にD事業所に入るまでの期間、同事業所に勤務していた。

ところが、A事業所における厚生年金保険の加入期間は、昭和20年6月1日から同年6月26日までとされており、申立期間の記録が無い。

申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録及び勤務命令書から、申立人は、申立期間①及び②において、A事業所に在籍していたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人は、昭和 20 年 6 月 1 日に A 事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 6 月 26 日に同資格を喪失しているが、B 県が保管する「履歴書」によると、申立人は同日に陸軍に召集され、同年 9 月 10 日に「帰休除隊」となっており、その直後に、A 事業所に復職していることが確認でき、当時の厚生年金保険法第 59 条の 2 では、19 年 10 月 1 日から 22 年 5 月 2 日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されていることを踏まえると、20 年 6 月 26 日に被保険者資格が喪失されていることは不合理である。

したがって、申立期間②のうち、申立人が陸軍により召集された昭和 20 年 6 月 26 日から、帰休除隊となった同年 9 月 10 日までの期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、法第 75 条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間②のうち、昭和 20 年 6 月 26 日から同年 9 月 10 日までの期間については、申立人は厚生年金保険の被保険者であったとすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 事業所における昭和 20 年 6 月の社会保険事務所（当時）の記録から、50 円とすることが妥当である。

申立期間②のうち、昭和 20 年 9 月 10 日から 22 年 11 月 14 日までの期間については、人事記録及び同僚の被保険者記録から判断すると、申立人が当該期間に A 事業所に継続して勤務し厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、人事記録に記載された給与額、申立人の A 事業所における昭和 20 年 6 月の社会保険事務所の記録及び同僚の当該事業所における同年 6 月から 22 年 10 月までの社会保険事務所の記録から、20 年 9 月から 21 年 3 月までは 50 円、同年 4 月から 22 年 3 月までは 60 円、同年 4 月及び同年 5 月は 120 円、同年 6 月から同年 10 月までは 400 円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該期間の申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の得喪日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①については、人事記録から申立人が A 事業所に勤務してい

たことは確認できるものの、申立人と同日に採用された同僚も厚生年金保険被保険者の資格を取得したのは昭和 20 年 6 月 1 日となっており、事業主は何らかの理由により採用後すぐには職員を厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

さらに、申立期間①について、申立人の厚生年金保険の適用、保険料の控除について確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

以上のことから、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年1月5日から同年9月13日までの期間について厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を同年1月5日、資格喪失日に係る記録を同年9月13日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、50円とすることが必要である。

また、申立期間のうち、昭和20年9月13日から同年11月1日までの期間の厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年9月13日に訂正し、同年9月及び同年10月の標準報酬月額を、50円とすることが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年12月1日から20年2月1日まで
② 昭和20年4月1日から同年11月1日まで

B県立C学校を卒業後、A事業所に就職し、Dで勤務した。昭和20年1月5日に陸軍に徴集されたが、同年9月にEに復職し、23年3月31日まで勤務した。

陸軍に徴集されていた期間中に、A事業所における厚生年金保険の加入記録があるが、前後の期間も同事業所の職員であった。

申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

職務経歴書から、申立人は、申立期間①（昭和17年12月1日から18年1月3日までの期間を除く。）及び申立期間②について、A事業所に在籍していたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人は、昭和20年2月1日にA事業所

において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年4月1日に同資格を喪失しているが、B県が保管する「履歴書」によると、申立人は同年1月5日に陸軍に徴集され、同年9月13日に「帰休除隊」となっていることが確認できることから、申立人が陸軍に徴集されていた期間中に被保険者資格の得喪があったとは考え難い。

また、当時の厚生年金保険法第59条の2では、昭和19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が陸軍に徴集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間のうち、昭和20年1月5日から同年9月13日までの期間については、申立人は厚生年金保険の被保険者であったとすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和20年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、50円とすることが妥当である。

申立期間②のうち、昭和20年9月13日から同年11月1日までの期間については、職務経歴書及び同僚の被保険者記録から判断すると、申立人が当該期間にA事業所に継続して勤務し厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和20年3月の社会保険事務所の記録から、50円とすることが妥当である。

なお、事業主が昭和20年9月及び同年10月の申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、昭和19年10月1日より前の期間は、申立人は、「Fの技術指導員であった。」と供述している。17年6月施行の労働者年金保険法は、19年10月1日に厚生年金保険法が施行されるまでは、工場や炭鉱で働く男性の肉体労働者のみを対象としていたところ、申立人の当該供述から、肉体労働者ではなかったと認められ、労働者年金保険の被保険者ではなかった

ものと判断される。

また、申立期間①のうち、昭和19年10月1日から20年1月5日までの期間については、19年10月1日にA事業所において被保険者資格を取得した者が約50人であるのに対し、申立人と同様、20年2月1日に約500人が被保険者資格を取得していることから、事業主は何らかの理由により、厚生年金保険の適用開始時には、一部の職員だけに被保険者資格を取得させていたものと考えられる。

さらに、上記期間について、申立人の厚生年金保険の適用、保険料の控除について確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

以上のことから、申立期間①のうち、昭和17年12月1日から20年1月5日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 603

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和52年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年2月28日から同年3月1日まで

B社及びそのグループ会社に継続して勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者期間に空白がある。A社からB社に転勤した際、A社における被保険者資格の喪失日が誤って記録されたものと思われるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C厚生年金基金の加入員台帳及び雇用保険の記録などから判断すると、申立人がB社及びそのグループ会社に継続して勤務し（昭和52年3月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和52年1月の社会保険事務所（当時）の記録及び同年2月のC厚生年金基金の加入員台帳の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日について、昭和52年3月1日と届け出るべきところを誤って同年2月28日として届け出たと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から10年3月まで

平成10年10月に厚生年金保険に加入したため、町役場で国民年金の資格喪失手続を行った際に、事前に町役場で確認していた申請免除期間であった申立期間とそれ以降未納となっていた期間の保険料額30万円を父から援助してもらい現金で納付した。しかし、申立期間は申請免除期間のままとなっているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年10月にA町で、申立期間を含む9年4月から10年9月までの国民年金保険料の未納分として30万円近い金額をまとめて納付したと主張している。

しかし、申立期間は、申立人が納付したとする平成10年10月の時点では、過年度となることから、市町村の窓口では、この期間（申請免除期間）の保険料を納付（追納）することはできない。

また、オンライン記録では、当初、平成10年4月から同年12月までの国民年金保険料が納付されていたが、申立人が厚生年金保険に加入（資格取得日は、同年10月29日）した事実が後に判明したことにより、同年10月及び同年11月の保険料が11年2月16日に、10年12月の保険料が11年3月5日に還付されていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 811

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 3 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 3 月から 55 年 3 月まで
20 歳になった時、納付書が送られてきて郵便局又は銀行に国民年金保険料を振り込んだ記憶がある。学生の時にアルバイトで得た収入の中から納付した記憶がある。ところが、ねんきん特別便では、未納と記録されており、納得できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成 9 年 1 月の基礎年金番号の導入以前に国民年金に加入した場合には、国民年金手帳記号番号が払い出されることとなるが、申立人に対して、国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえず、申立人は、申立期間中の昭和 55 年 3 月 12 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる上、当時、申立期間については、国民年金の未加入期間であり、制度上保険料を納付することはできない。

また、申立期間に係る国民年金保険料の納付金額や納付状況についての申立人の記憶は曖昧である上、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間について国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 604

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年2月1日から同年5月1日まで
A社B工場に昭和33年2月から同年4月までの期間も勤務していたのに、この期間が空白となっているのは納得できない。
年金記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は、A社B工場において昭和26年10月26日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、33年2月1日にいったん資格を喪失した後、同年5月1日に同社において再度資格を取得していることが確認できる。

また、当該事業所における申立人の雇用保険被保険者資格の取得日は、厚生年金保険の被保険者資格を再度取得した日と同日の昭和33年5月1日であることが確認できる。

さらに、当該事業所は、「当時、不況対策として、優先採用条件付退職（実質は、再雇用条件付一時離職）として従業員を帰休させていた。申立人は、昭和33年2月1日から同年4月30日の間、当該帰休のため、当社を一時的に離職していた。申立期間の給与は支給していない。」と回答している上、当該事業所から提出のあった『A社*年史』により、申立期間当時、当該事業所において優先採用条件付退職が実施されていたことが認められる。

加えて、同僚は、「一時帰休は、5月復職という条件付の退職であった。この間の給与もなく、他に仕事がなく公共職業安定所に行ったことを覚えている。」と証言しており、当該事業所の回答と合致している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 7 月 30 日から同年 8 月 1 日まで
平成元年 7 月 31 日に A 社を退社し、同年 8 月 1 日から B 社に転職したが、A 社での厚生年金保険被保険者期間が同年 7 月 30 日までとされている。当時のタイムカードの写しもっており、A 社には同年 7 月 31 日まで勤務していたことから資格喪失日を同年 8 月 1 日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している B 社 C 工場が発行した平成元年の給与所得の源泉徴収票の摘要欄によると、源泉徴収額の内訳として、A 社において給与から控除された社会保険料額が記載されている。

しかしながら、A 社において給与から控除された社会保険料額は、7 か月分の社会保険料（厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料）として計算した金額とほぼ同額であるところ、事業主の妻は、「当月分の社会保険料は翌月控除していた。」と回答していることから、当該社会保険料額は、昭和 63 年 12 月から平成元年 6 月までの期間の保険料であると推認される。

また、A 社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、人事記録、賃金台帳等の資料も廃棄されており、事業主の妻に聴取しても、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除に係る証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人が所持する申立期間に係るタイムカードの写しによると、平成元年 7 月 29 日の欄に「自己都合退社」と記載されており、7 月 31 日の出勤時間は打刻されているものの退勤時間は打刻されていない。

加えて、申立人の A 社に係る雇用保険の記録は、厚生年金保険の記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 606

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 8 月から 58 年 1 月まで
公共職業安定所の紹介で、A社に入社し、正社員としてBの仕事をしてい
た。当時、健康保険被保険者証を使って歯医者に行った記憶があるため、調
査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、「申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除の状況を確認できる資料は無い。しかし、当社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬月額算定基礎届において、申立期間に申立人の氏名は見当たらないことから、申立人は厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と回答している。

また、申立期間にA社において厚生年金保険被保険者記録がある者で、申立人の勤務実態等を照会し回答のあった9名の雇用保険の記録を確認したところ、すべての者が厚生年金保険の記録とほぼ一致していることが確認できるが、申立人は、同社における雇用保険の記録も確認できないことから、何らかの事情により厚生年金保険の加入手続が行われなかったことがうかがえる。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 607

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月 7 日から 43 年 9 月 5 日まで
② 昭和 43 年 9 月 5 日から 45 年 9 月 21 日まで

A社及びB社C工場における厚生年金保険加入期間について昭和 46 年 5 月 15 日に脱退手当金を受給したことになるが、請求したことも受け取ったことも記憶に無い。

当時は、D市に住んでいたが、E市にある前夫の弟の店で朝7時から夜8時ごろまで働いており、D市の自宅を留守にしていた。当時、銀行振込などは無かったので受け取れるはずがない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金裁定請求書には、特定の者しか知り得ない申立人の前夫の弟の住所が記載されている上、脱退手当金計算書の払渡店（届）欄には、申立期間②に係る事業所で申立人と共に勤務していたとする前夫の弟が経営する店近くの郵便局名が記載され、「小切手交付、46. 5. 15」の押印があることを踏まえると、申立人の脱退手当金は、隔地払いとして小切手が送付されたものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、申立人の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。